

## 宮崎県子ども・子育て支援会議条例

平成25年条例第28号

(設置等)

- 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。）第25条の規定により、合議制の機関として宮崎県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。
- 2 支援会議の組織及び運営については、法第72条第5項において準用する同条第2項に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(所掌事務)

- 第2条 支援会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- |   |
|---|
| <p>(1) 支援法第72条第4項各号に掲げる事務</p> <p>(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。</p> |
|---|

(組織)

- 第3条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 支援会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第7条 支援会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成25年7月2日）から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 宮崎県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の宮崎県子ども・子育て支援会議条例第2条第2号に規定する事項（一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。

附 則（令和5年3月22日条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### <子ども・子育て支援法（抄）>

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2～4 略

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会（中略）の意見を（中略）聴かなければならない。

6 略

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 略

2～3 略

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 略

### <認定こども園法（抄）>

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（中略）の認可を受けなければならない。

2 略

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会（中略）の意見を聴かなければならない。

4～7 略

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一～三 略

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会（中略）の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会（中略）の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

# 宮崎県子ども・子育て支援会議運営要領

福祉保健部こども政策課

## (趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第28号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、宮崎県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2条 会長は、支援会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長は、その結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員の代理人として出席し、意見を述べることは認めるが、議決の際の議決権は認めないものとする。

## (資料提出その他の協力)

第3条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (報告)

第4条 支援会議に対する報告は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議を行うことができるように必要な資料を添付するものとする。

## (議事録)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

## (会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、支援会議の決定により、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続については別に定める。

## (議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）は、前条第1項の規定に基づき、会議を非公開とした場合に係るものを除き公開する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより、当事者若しくは第三者の

権利及び利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認める場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により、議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年11月12日から施行する。